

国史跡の追加指定について

(1) 名 称 日向国府跡^{ひゅうがこくふあと}

指定年月日 平成17(2005)年7月14日 (追加指定 平成24(2012)年9月19日)

(2) 所 在 地 宮崎県西都市大字右松字^{はねだ}勿田ほか

(3) 指定面積 26,097.37 m²(現在)

※今回の追加指定面積 1,105 m²(国有地)

(4) 史跡の概要

日向国府跡は、西都原台地中段域に位置し、おもに奈良・平安時代の日向国に関する官衙(行政機関)^{かんが}関連遺跡である。宮崎県教育委員会による発掘調査によって発見され、平成17年に国史跡の指定を受けた(1次指定)。

その後、西都市教育委員会による発掘調査によって、正殿跡・東脇殿跡・西脇殿跡・南門跡・前身官衙^{ぜんしんかんが}建物群などの重要な施設が発見された。7世紀後葉から10世紀後葉にかけて建て替えを繰り返しており、建物配置の変遷などから大きく3つの画期(I～III期)が読み取れる。その中で、II～III期の建物群が、日向国の行政機関の中核である国庁^{こくちよう}(現在の県庁に相当)と考えられる。

特に、9世紀(III期)は最も整備される時期で、築地塀による区画の中に、正殿、前殿、東西脇殿といった大型の礎石建物^{しなのじがた}が品字形に配置されていた。出土品には、多量の瓦のほか、畿内系の土師器や円面硯、墨書土器等があり、官衙遺跡の性格を色濃く反映している。こうした発掘調査の成果を踏まえ、平成24年に1次指定範囲の周辺部分が新たに追加指定を受けた(2次指定)。

(5) 追加指定について

日向国府跡は、南九州で最も早く設置された国府であり、時期ごとの変遷が明らかになるなど、国府経営の実態をよく残しているとともに、古代日向国の政治文化を考えるうえでも極めて重要な遺跡である。

今回の追加指定範囲は、既存の範囲内にある国有地で、築地塀や南門といったII期ないしIII期の官衙関連遺構の付近に位置するなど、一体的な史跡の保存に必要な部分である(3次指定)。

今後とも、西都市は、引き続き、史跡の保存と整備活用に取り組む計画である。



□ 今回指定する範囲 □ 既指定範囲

写真1 日向国府跡指定範囲と今回の追加指定範囲(南から)

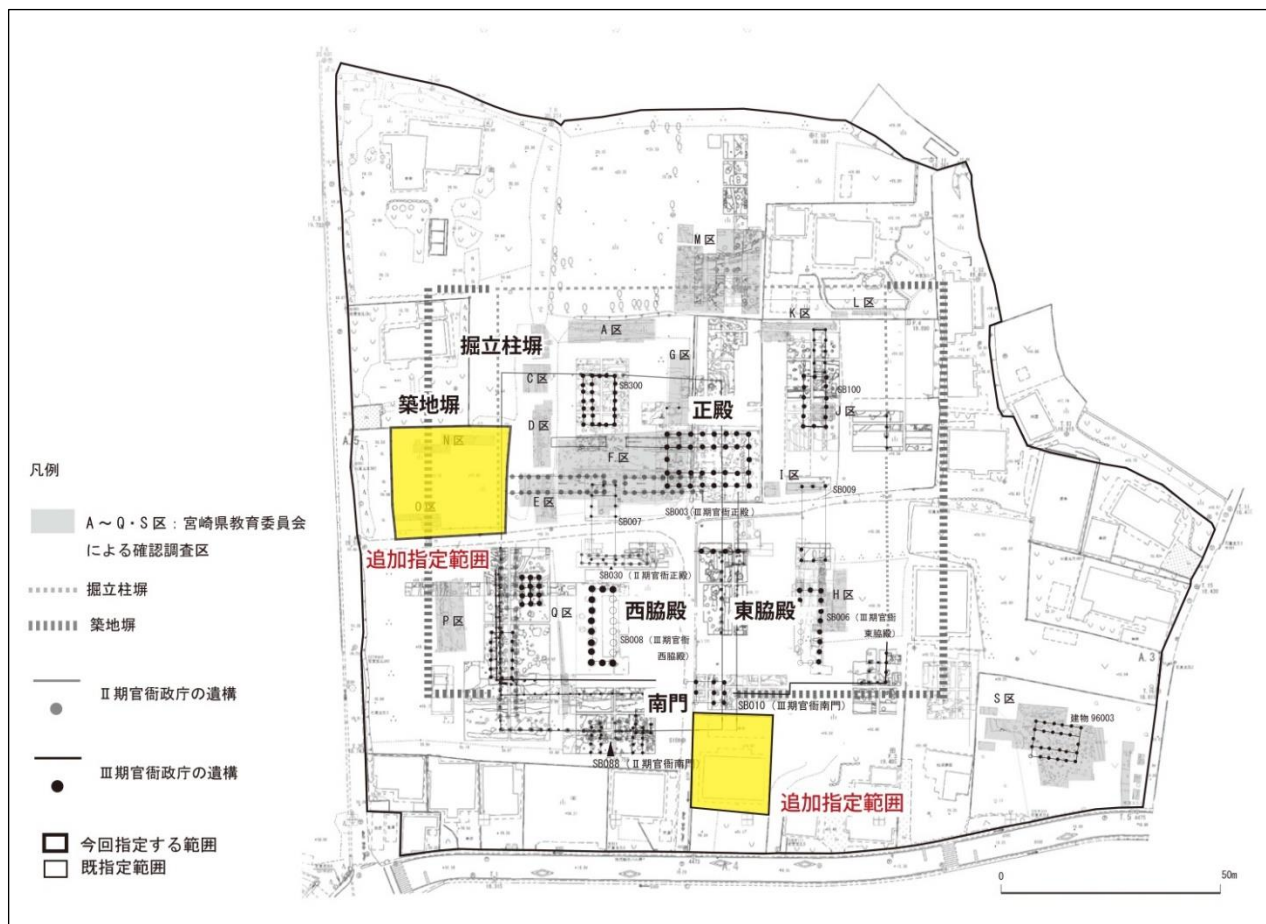


図1 日向国府跡の建物配置と今回の追加指定箇所

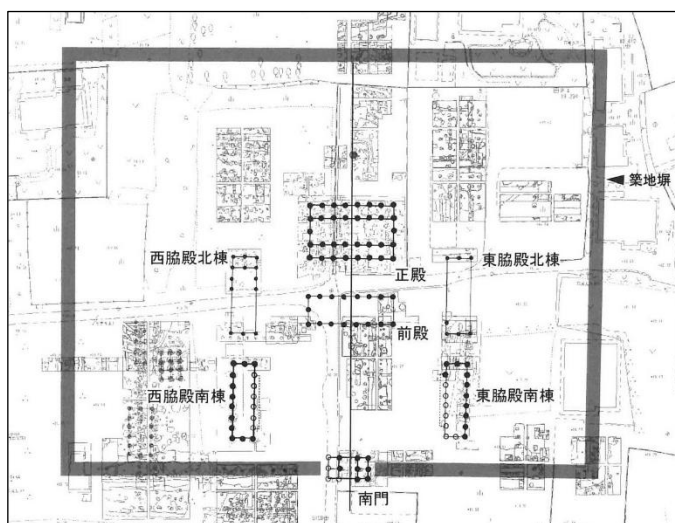


図2 日向国府跡 建物配置図(Ⅲ期国庁)

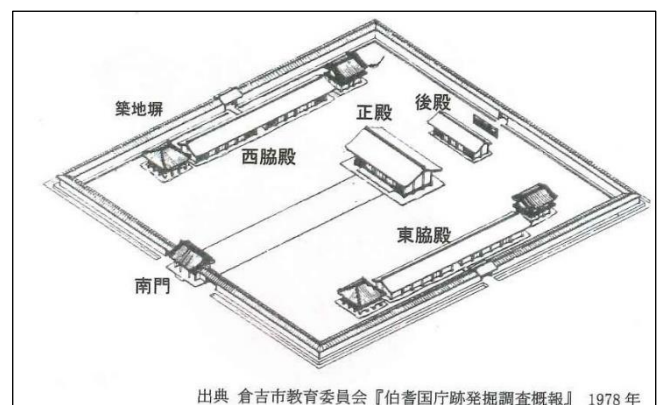


図3 参考資料
国庁の建物イメージ
ほうき
※伯耆国庁(鳥取県)の例